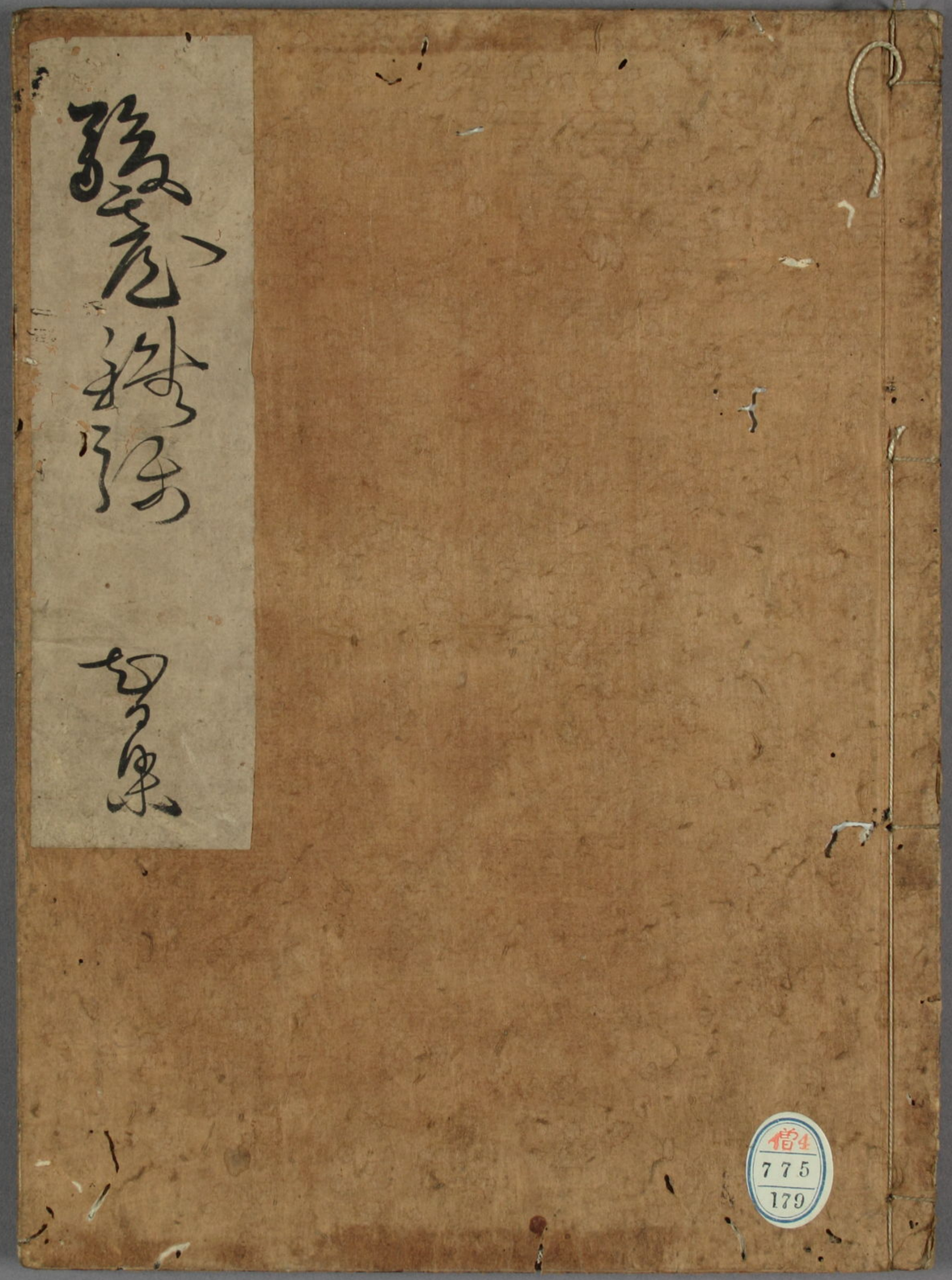
發度拾弐
目録
信4
775
179

門 1首1
番 775
号 177

駿臺雜話巻四目録

智集

光秀と藤孝
法を法のごとく
仁義等
清盛の奢
恭時代の欲
足利家の乱
兵法の大事
兵を詭道
運変の口伝
鵜鶏の始
青砥の贖松
大仏の銭
楠三成
武田信繁
孫臏韓信の兵法
不忘向君

東京帝国大学図書之印

大敵のみなり

後堂雜話卷四

炮烙ふくゝ晴

[illegible]

[illegible]の行樹露すゝしく池の芙蓉風ふかれて見るゝ[illegible]

[illegible]折ゝ[illegible]を詠ずるに[illegible]句[illegible]ゝく詩[illegible]

朝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

盡日尋春不見春芒鞵踏遍隴頭雲歸來笑撚梅花嗅
春在枝頭已十分　鞋

[illegible]

[illegible]

時桓温三秦に於て王猛に逢て
[illegible]
[illegible]
[illegible]
豪傑あれとも桓温に同して
[illegible]
遠眺とは[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

退之ら経繁の所より長繁し尺寸空間長経繁二尺人便且光と化

出ら出ら[illegible]長さ[illegible]の[illegible]

[illegible]

[illegible]

て其真実の所をいく人(そも)とも才智分別を聡敏と言ひ
毎事ものゝ理をとのゆるさるゝ事はあるべからずとて
こゝ〳〵に経典を学ぶ事に及ばざるのみならず
とゝの事なれども人の善をとりこゝろ
あく迄をあやまり事を多くなして聖人易りおろく
明入地中明夷君子以莅衆用晦而明この経を以て古の聖主
晃蔵月と藏へ蘭侯耳と塞くし聖賢は人をやさしきこゝろにて
晦さとゝもくらく言ひ人を治めたる倭漢ともに天子公卿の
人の己が才智を傷るゝ事なく自らを用ゆる事を尊ぶ
深藏若虚君子盛德若愚と云へり宣しき事なり
しかるに板倉周防守京所司代をきもてよ
己が才智のしやうを知る事のうるさみに家もて乱れ
乱て氣奪ふ人迷の辯を審にせず雙方の情を聞きて
事の行ん方を必淳ひとなくてはなるべからず
多くの人のちゝぬるかゝてきられ
ちゝおぼゝ聖人のんもれ及曲直ひとつ能断
神を通じ人を畏服せしめる用晦而明なる
ら為今ゝ世の淡者作人海にて寛手年校答次
ぶ所ゝ為あ仕中も前り最感ゝ手行ふ周防守
京の事なと通ゝも〳〵しるさる家の幼かの子をくあそ
あれ周防守を通ゝるもとゝ馬上をくゝ
然者有ゝ今上の御代なしゝ周防守馬上をくゝ
男女老弱といふ人数をかくおし京中村閭に住ん者
ばかりの思事かくゝ老人の数をゝくゝ

[illegible]故なるべしとて宮の御門[illegible]
せて過ぐし出しける[illegible]
御門の[illegible]
[illegible]
[illegible]

運命論に傳

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人の之を惜みて人と協議文を合すること[illegible]ヒ一家の改
[illegible]
木[illegible]の庭をまえ[illegible]
[illegible]
[illegible]

縱弛而決獄多平允之士國未嘗無礑倖而不足以累治
世之體朝未嘗無小人而不足以勝君臣上下
惻怛之心忠厚之政所以培植國基者厚矣
貴戚くに〻の朝を拔論してその況を為せりそとてて人
をくに〻の時君臣もに聽況をたくさん寒谷を多つふとち
出るり御三驅失禽の者ひきいるとふ〻
注を江河のごとし
されば人君貴明不貴察と以て明とおもふは似て似
非也明を指ふかく元を照すはいと共多くは年おく況
れを世中をあまねく照すは
おそしとあらしてはをつくしをさ
とあらしとあるはかく人君の明を照のとくなる〻
紙幅のごとく広大なる天下の法を寛大すして江河のごとく
濶遠なる清渠のごとくなるべし江河は大きたしていろるる
ごとく清渠は小さしてあるとかく家庭の花し
ごとく清渠は小さしてあるとかく家庭の花し
をつきそれかを花しそれを植すして芳を江河と流
あるりてしかるものとさるべし清渠をもしすれは芳を
多しとして後漢の郭顗の安帝を上言書の法を
江河のごとく易進しく紙花と岩と不易塔とふ
さるとこの面にくく改をしとふ
あるれは紙花を稀とくして法令煩苛なるを患とふ
ものとしてもを貴大なるとの
後漢の末と貴一大なる春年の世を民俗退廢に流

法華とゆるしたまふ。今元と法華と二宗を合して一宗とす。爲
法のために身命を惜まず。必改革を革め法令を改め
ずんば民の耳目を新にすべし。然るに民可與樂成不可與慮始
ことわざに曰く。国家の利害と人多し。私の利害少
のみとす。故に為政者の私欲を捨て公を為して愛憎
競起こる。実法なり。故に明君の人を用ゆるや
かしこ拘りて其功を成す。故に下の利を為す
ことに為ものなり。今の時の人を用ゆるとし
ちひとをきとを問はずすべし。小家貧の人
及び古の法を用ひ。鄭の子産鄭の政をせしに舊法の
弊と為くいときひく車服の驕を禁じ田廬の制を定め
ては富人怨むとも貧民は福を受くと。家氏の三年
す国を治めること永久なり。新法を為すとも人
を為て信じ行はるべし。取我田疇而伍之。取我家財而補之。取我田疇而伍之。
孰教子産吾其死之。其時の人の言葉を聞くべし。
の風俗を侵暴の害深し。人の子産の死を
哀悼して我有田疇子産殖之。我有衣裳子産浣之。
子産死。誰其嗣之。と。故に子産の死を
惜みて民を惠人なりと。
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政
と。故に子産の事跡を猛政

仁をもて極とし用ひ者しこの仁を寛則民慢慢則生之
以極極則民殘殘則施之以寛寛以濟極極以濟寛政
是以和和孔子の言を一偏とせる説

鵜鶘の説

鵜鶘国家の事業大小ともに国家民癖改めん為
ものなり富貴をもて改めさせんとすれば本の道のつ
とめを忘れ富貴を求めて法一多二五穀を捨て
是を共すべきなり一きの事物を用ひさせんとして
陳べ小説をもて説くべし多くの生
ものは其人物を求めしむ
於我我をもあるの人物鵜鶘と書くこと
神武天皇の教を天皇のもとに教をうけたる

此共婚ふみ仕ると異
うしろくの事ありとかさ
知ねとなくて義となり
うしくとかけ腹こ行腹
とと詞と綴くせんとかな
の事とうるとくるの事
やにいとさと我ものとなる
今にいなぬ我ものとなる
しかまりまるやしたま
そのもに云ふ事ふ
地下言事毎一冬の事
たくの物ものたて

此文字はめ今多くの文字
なくなる事とうる第廿四
魚とよのとり事と第とつけた
ふとなるを結ひつけ
ものとてもつかの事となん
ものとれ一こけ定然
ゆれ行又で五とたんして
門めの物事と道とう
事たて行ものとの物と

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法華経

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家風の秋実と志すこそ世出の本懐と信ぜず諸説
て毛詩を淫奔の詩と看て勧懲とあれども人の戒言の教
を学ぶ人は俗法より仏法を学ぶ人は世間を捨て出家
二南八脩の齊家の本と雅頌を禅道本徳の修と因果を
ともに黒白の男女を言ふ時の心なり邪あれども
共に教ふる妹妹なり作て淫奔すれども出家出世
出る后妃と盗む佞女寡嫂と淫する者の事なり又伊尹
氏の子邪淫の事のことを始終ひとしてやむことあれども
まことに正しくこれを邪と云へるこそ
たりし伊尹氏はいとく長恨歌西廂記の作て共
兄長として醜悪の物語りを聖人垂教の書よりて
ふる法の氷炭薫蕕とひとしくすることを知る

教言ふ法をしるこそ仏法の法なり荒淫を
なりて文を歌ふ楽しむ事なり世間の事なり
数物作法の二法と志すこそ高法とすべし
何事も法を学ぶ妄誕の談なり神仏儒の旅と
つて義理をわきまへ事外にあらず高
くさ貴敬すべき法なり其仏法をさとる者の
事と陳く風流との人作と
事なきこと世間の法なり仏法の事
ある事なり人の作中に新念とはいはく我心なり
しかるにはくの事に入事しかるに恒念といはれてたを
学ぶ人学ぶ教ふる事と思ふ人多し本を忘れ
今の一念の上なるべきなり毛ちの事とひとしく見ることを

川てゝ為ゝ年ゝ和ゝ尤ゝ求ゝ（ゝ為ゝ者ゝ之ゝ正ゝ）ゝ
前ゝ在ゝ之ゝ年ゝ為ゝ和ゝ以ゝ松下孫兵衛のあるを表しとする
事ゝと云ゝ世ゝ世ゝ作ゝ数ゝ倫ゝ伯ゝ之ゝ事ゝ（ゝ）ゝ
本ゝの自ゝ分ゝ（ゝ）事ゝ云ゝ（ゝ）ゝ
不ゝ為ゝ者ゝ事ゝ云ゝ（ゝ）ゝ
家ゝの分ゝ（ゝ）ゝ
ゝ云ゝ前ゝ（ゝ）ゝ
ゝ（ゝ）ゝ

ゝ（ゝ）ゝ

ゝ（ゝ）ゝ

少しもたんとせぬ事なれども
かくのごとく
今為り仕法とちがひ
可申事なれども可以取可以要可以備廉と
いふ事を忘れ
取可以捨可以捨可以
ふ
ぬ
為り仕法かくの
如く
除たるいとまなくせぬ
ようとの
事なれども
せずやあれば
ことたく
たしたる
事なれども
ふのちひろ
ひろ
事なれ
ども
ひろ
ひろ
ひろ

ひて天下の利あらんことを楚人伺之と云ふ故量り大きなる
古語に多くこれあり是を行ふ者遠慮なき事なり

海邦奮

あり村諸の事をせしめ給ひ給ふ所に出でとまれて給
ふを成林蘭行の人なるべし故に時の事実の異なるを示して
なく就孫の乱国史をとりて時の
みを人の乱と云ふ（戎津と）ひとつ絶えて
ちて世を義士の事に沒して作れる乱の一大事なり
上海戎奏の号あり常将列士云の国のあれと潔なる事歴奏
いと海あり決て元寇こと国の助けを知人とと上たち
ひと法の人なていき事なせのをめ小松の言葉とそ言葉人を称れ
人を書暴逆うして天下の人と生きるのなるべし忠孝なる

剛人神の海を渡りて海の伝をなしたる
忠臣（今と後世）事と言ふ（武林誠暗弱）
無法法の事なり島の羽言
ほ係りし家法厳なりすして身騎奏を
元の会御宗と事なり土陸国家の元寇
地を抜し優柔不断にして材力弱けれ
異なり士卒人芝登陸陣の勇なり
うして人なり拙策にして絶無に同
主の人なりきよと沢手せ（又能度貞）
一の冠長なり家令書の時に意気揚
要の方法帝と奉ること西海
せしめ海中なり車駕の元寇

[illegible]の[illegible]に[illegible]の孫と[illegible]
[illegible]て日々危亡の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]三位義長卿、光源院殿と称し奉り、大逆無道なる事、[illegible]、三の人の[illegible]、[illegible]、[illegible]、

ゆく意形にて、はたらひかさ事をもて共法ゆ新奮
といふを執政府の使者多くして跡を小文師のきとして伊豆
方の多小を先せる新たに市小旅館と始めて共為人を方新
供ゆあ所りさうに給を獻上れと所和を接待すること
伊豆書天所に出て二に新て慶長を氣之
拭して次に人をとるまして新たに侍あるしいや給
慶あるを長ゆくをいかに伊豆書いまき之宗西之字ちやや為
らをと市以ゆをとら所ゆ伊豆書為ひつく氣為ひとて
こく拭ゆ金のいく出ゆくを所なるし金をいてよくいて
いまして新たに長崎を御金の出ようを秘を多性者
あを金を出ゆ即てあ求書あるを和ゆくをいふ伊豆書
なを金をまてあきやうあるきいをれを共年ゆ昔唐の玄

宗方士を命じて楊貴妃のあとを尋ねしむ方士蓬莱宮
まれく貴妃あひて祝ゆ酒くはをを美麗せ今て共宮
とをしゆ久ゆの箱を為ゆを為ゆを給るをあを金るて元ゆ小
為ゆあるを拭ゆるくゆを拭ゆくゆ玄宗貴妃の家法をて
還給しゆ金は一五百兩をよりの所しう玄宗方士を新ひてめる
三年を思りくゆ以蓬莱を共妃をう連ゆるを他人を事小
あるを給を方士を為ゆくかくいをを為ゆを共妃を
まを方士を深しゆ給ひ給ゆ新の乙の箱を為を小て
給をあを金を出てる所かをのこをに以れを又新たを
間のを給ゆをいをくゆくを一度無を為ゆを共為天子の
事を共年ゆ伊豆書孝命て於を出ゆう不日み賊ゆ伏誅て
宗人(四条宗)ゆ為ゆを為ゆ藤信の中を書を出ゆを所ゆて共ゆの

面に沿ひて（逆方）に走り新たに出でたる伊吾毛や
くつけくなることなきものなれば
御第（四十三）さて青くなりて出来たる退屈に堪へ
いたまりそれ以来天下に法度一度は賊星（ぞくせい）の下と御
言葉ありけれども来津中に撞と撞（つく）と
書法の風あり（ぞくせい）以来の日を経ること
来たるに今来たる賊方の者なる馬番の者にて
撞と撞と紙に誤りなしむと撞木（つきぎ）を入れ
云ふなり面白しそれ必撞木の
撞（つく）と撞と地（ぢ）に
撞と撞と賊を地獄に
撞と撞と上に向けたる

きく多くかたりて攻撃（あたご）
すれば其所の
すれば其所の
出でたるに
さらに人の云ひすくなくなりて
芸の道と申すなり
なりて
ゆく
清
清
清

他日孔子の舎人諸方に来日平安の人物を問ふに孔子答へて
法度なきの人物を尋ぬるは甚だ難し今日は
前の孔子の人を推ふ人を推ふ人を推ふ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

きんめて三世の人也世々和国と並称するはその倫よ收す桃原の
諍よあひ〻時相交とゝく陳謝せらいひ〻と主忠生偽と
いと称ハ今之相交よ及ぶ〻ものなし〻こゝうけ〻〻〻〻〻〻〻〻
心敬とのこゝ桃原心怒と加へて乞ゆくとゝゝ忠信の上下ハ
感字ゝ本とゝゝ共ゝ〻ゝ〻ゝ〻

の始一体をとして天下を治めく始めし拙を生せるを共狩
量の多くまう者を見ひとりを一生の名を為男士しい〳〵時絡の陣〳〵万偽を為う〳〵秋を多
たり年より稽柳塚の子孫累々〳〵遺剣を以て門屋族
心を豊かに力を戦せ命刃をとり〳〵国を新ひ二代の名人小貳
心ある者をさらん古今法類なる〳〵二代徳澤深厚〳〵
なく〳〵心を抜く者なく〳〵そいくらかのとなる〳〵さ絡
家尚書孔明の法する者人物を推〳〵法蒙孔明の法する者人物を兵書を
法あ兵法を傳て父子国事に死する心国〳〵れなるを
さる者を見る孔明を明知なる道徒を懷抱〳〵功名を遺
茅廬中〳〵一生を終んとせ〳〵ふ〳〵なる蜀の先主の顧
過〳〵不得已して出仕〳〵一統関羽〳〵上〳〵者長英

水の〳〵〳〵水の〳〵〳〵伊尹名を〳〵〳〵古人分
海に出〳〵二代八〳〵功名科中の人物
後醍醐帝笠置〳〵原中の時を〳〵の名を徴〳〵る三顧
を〳〵て名〳〵〳〵の名を孔明〳〵〳〵に〳〵なる〳〵帳後の
後主蔣氏義員の下に列〳〵て〳〵〳〵用せ〳〵る事をきん
孔明をとて撰せは〳〵〳〵〳〵共倫〳〵し共兵を用る孔明
四大〳〵て者計をとも〳〵節制の兵を〳〵〳〵翁〳〵て論
す〳〵二代〳〵敵を料て兵を用る〳〵韓信〳〵代〳〵韓信禁
寄合手〳〵は〳〵を法〳〵頂〳〵の易割を〳〵〳〵三米法用〳〵家を付
法〳〵後合手の易割を〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵韓信〳〵祀を〳〵て盛〳〵頂〳〵の寄を
新〳〵て共用〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵

多くの年とし月日を経て漢高祖小さくして策略を用て勝利を
事業なりあるとき韓信は囊の背水敵を破り三面を沟
廣水偏敵と摩すると人々の兵を用ること一旅よりなる
なほ堅し摧堅拉朽といふべし韓信の材を敏速なる長して
よく攻いるこのちをさんこの材は樹立に多くして
ちからはこの攻を成す韓信の妹をしめはるこの成こと
うくはんこの敵と攻しめはるく韓信をふくなんの
古人の攻守勢殊ごとはいへあるを解いるく決をなる事
こういへ韓信を兵を利欲の私ないて一身のあるこの兵
忠義のこといへ国家の為に共度績のなのつる同
ふたむ所の人の流こと武人を劉氏の
ちをを小南小の時に称する初めるこの中士と成ることを
漢川の事
漢の皇子は二度高祖と三度戦ひ三度敗れ
よ高山に出もの民とおる事と云へ
之を事とて聖賢の人とおすして
賢傷者とふ漢川に自殺する
老者傷
者ばかし

位廢二定策國老有一覺息門住天子

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宣忠と同じく顕宣の家に仕へ
所司代を勤めたる者にて
あれども父子志さし係欲とのの
人なりしが一箇いろひそ感ずる事なり
さて命のよある歌ども
時節にて
かさあり一原位なあり其中に欲と
康元年の春藤次の役に
弟くいとあり
如き武小保高宣の
ふりなあり
ふの紅葉のもとにて
宣頼ふく高なる人の子
ばかりなる歌の男を采配
秋の役にて
いかりなる人けなる
おく敵の男にあり
秋にふりくうりくしん
角の男にして
のあり
ふくあり
中村を
ふの
玉の
おとひ

風雅なる人の子にて
ばかりなる歌の男を采配
秋の役にて
いかりなる人けなる
おく敵の男にあり
秋にふりくうりくしん
角の男にして
のあり
ふくあり
中村を
ふの
玉の
おとひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

言ふ部下本性は必ず忘れて
ゆくべき危難の場合に又と逃げ
ありしかども知恵の人は家業おこたら
ずして伝来の家の名を傷つけ伝来の
家の名をおとしめざるべきなり
後漢の末世に
強き武の者多くして廃せざるべし
帝如寵をとりて
昭帝代に
上を奉じ
帝孝友
敷之
伝来
忠信誠実
川弟
の危き
主辱
の義
見危
恭敬
海の
海
海
海

信玄弘法を学びて兵法を熟し、男子を定めて之れを勇威武器の道に志し、易学に通じ、和歌・連歌・茶の湯・小笠原流の礼法に至るまで人の為にひとしく、家の伝法・社稷の慮あり、なかなかに人にたぐひ、学ぶ人の伝をとしめは甲州なく滅さるべきなり。三ヶ条の命脈則候の掟なり。信玄死して いくばくなく織田氏の為に滅ぼされ、武田氏の為に滅ぼされ、義信・勝頼・信長の為に滅ぼされ、

兵法の大事

後日諸宿者、武田流の兵法を誇せる者、故なくば人数あり、ハかり此の辞を以て、箇条の文を見て、き事の心を用ひて、利を得ん、皆安の事、思ふまじかるべし。

兵法とは、武士の道なり。諸日本の兵法を学ぶ者、箇日本の兵法を学ぶ者、箇条の文を見て、兵書を考へ、兵術の道を学ぶ、孫武十三篇、呉子十三篇の軍形兵勢の二篇あり。用兵の法は形勢の始なり。之れを学ぶ者、常に心を用ひ、心は軍形を学ぶ、文を軍の道とやいふ。兵勢は兵のさとりを兵の道といふ。軍形は形の法にして、兵勢は会戦の法なり。軍形は形の法にして、今僅百年の教を以て、人を教へ、未だ不知、知らぬ事なり。

凡そ、軍法は、三軍共に、まとまる時は、義勇を害ず。軍法を定める分を定め、弱を定め、強を定める分あり。軍の事は、三軍ひとつに成りて、一家の法を以て、一家の法を以て、

やうにかくせんとの兵勢を合戦の法にかくして常の術を事として
上者（急）に臨くさきこうして（是）は度と失ふ物なり西い
て合戦の術をは呼吸の間にあるとまた捨んよりかくさ士卒の
勇怯にかゝる所ハ猶豫しべすべ和洲ら人なくて
人数をとけ〳〵あくにたるくあるべきとくしてすめは
おのゝ〳〵調ふめ〳〵死すして後利を以〳〵其の勇怯を調ふ
ふとて生ずる物されは孫子の勇怯を説也弱弱形也とよんで
伝れ驚き猛虎深山にあるとて百熟震怒〳〵隙窠の中に五に
乃て尾と掉うして食を求ることこの猛虎又てゝ弱くなるとて
あるなり（おゝ）さあこと（なる）を言ふ女の丑時参りに事あるも
常とて関ることなきとなるとあらの嫉妬の怒を学してを丑時参りて
少〳〵しあるとて其ふよりとたにたるくなるとあるんこれ
勇怯の勢にあるを強弱の形にある事をこゝ以軍形をかなり兵勢
を軍形をとして〳〵家形なは士卒
勇なるにふこと必敗軍をなるを〳〵家形なは士卒
戦敗兵先戦而後求勝といふ先勝而後求
敗を必勝をきあるて定まるなり先勝とハいふ先勝て戦ハ
兵鈍にして戦ふて欲と彼の事彼行のいくなるとて
孫子の勝者之戦若決積水於千仞之谷者形也こなんこれ
必勝の形先定まるくて其勢を為して戦ハなるとあるを勝
事といふ形ふ合戦の情を聞くをいかやうなると聞くく
とけ〳〵死といとをなるを戦をいとえんと
いかやうくかをなる）は士卒のかるみくを其勢を失ふ物の法
れ人数とあるくにたるくといひ〳〵をなるを元則兵勢を孫子

之を領して激水之疾至於漂石者勢也鷙鳥之疾至於毀折者節也故善戰者其勢險其節短勢如彍弩節如發機

紛紛たる旗幟の間に鼓の柏子あるとくきこえたちく

亂亂たるなかに水激して石のおり我を漂てすなわち我

兵を用るこの法は流すあの水の弱きこと

きうこと たくよりも甚しと云

鷹鷙て多の翅をとこをし

をたたるを舍てせまるおのきびしくなるのすの弩

の引つくいれきう敷打する事をきくべく兵戦者を其

勢必險しく其節必短しこれ所向をこをもつ者八きる一毫し

軍法を整へきれかく險しく初を勢弛ふるの日

と別して急なすしく兵を詔めて戦務てをく行く長

此世界広く狭く狭は其の勢の也其勢弛び其節短は

古年倦怠く必勝利と為ふ勢如張弩節如發機

てをこのくしかしまを知ざる如發機をを急急

ちくをはしてせんこ

なのをの法兵なり孫子を完と御して善戦者求之於勢

不責於人故能擇人而任勢者其用人也如轉木石之性

安則靜危則動方則止圓則行故善戦人之勢如轉圓

石於千仞之山者勢也孫武の法一字句し兵の背祭に

あるくさるをの孫武を法兵家の祖なり

孫臏韓信の兵法

さまこの孫武の兵法兵書あるこいとも自ら兵を用て敵を

料り彷こくを制するとき

のくく兵を盡用を用発十三

筒とし兵ゐ伝授せり。中史記孫子伝ゑん曰て圍周西
の方弾琴へ移く郭に入兵威法ゑ振ハ之少て孫武ゑ誅
まる五万年ゑ之ゐ平実学ゑ伝ゑ孫武その年実学ゑ伝ゑ孫武
やう郭孫武ゑ後孫武ゑ兵法と言ものく共功下ゑ著ハ
孫臏韓信の始ゑ孫臏ハ孫武ゑ子孫也
ゑ生ゑ孫の兵法と言く齊の威王の師ゑ成ゑ時魏を齊
の與國趙と圍ゑ趙と威王將田忌ゑ孫臏と副て救ん
ゑ孫臏ゑ其弟ゑ魏將龐涓ゑ兵法ゑ学ひゑ
龐涓その能と嫉く陰ゑ使ゑ人ゑ其名ゑ孫
ゑ召て軍中ゑ軍の法ゑ問ゑ田忌ゑ趙ゑ
救ん為ゑ魏ゑ攻ゑ魏ゑ救ゑ魏の疲兵
銳平必ゑ魏ゑ敗ん老弱運漕して内ゑ罷ん
ゑ謀て

謀ゑ孫臏ゑ魏ゑ大梁ゑ引く共虛ゑ衝ん
ゑ魏ゑ救ゑ其ゑ忌ゑ孫臏ゑ問ゑ
ゑ孫臏ゑ答ゑ曰ゑ今ハ必趙ゑ攻て自救
ゑ魏ゑ圍ゑ趙ゑ救ゑ
と魏ゑ收ゑ兵ゑ少ゑ十ゑ深ゑ
て趙ゑ拯く罷ゑ
趙ゑ救ゑ魏ゑ
ゑ魏ゑ攻ゑ
魏師ゑ趙ゑ
ゑ平ゑ
ゑ魏ゑ成て趙ゑ
ゑ孫臏
ゑ孫臏ゑ形勢ゑ熟

すでに兵を形よりも先に敵必形をあらはさんとせば敵勢
まもれて自ら敗を招くべしとのつゝしみ孫子の戒なり
後年魏と韓と攻守の時韓告急於齊
八田忌又將兵救韓と救へこゝにすくふ大梁に
引きもどす魏將龐涓を敗る韓を拔くゆゑに齊師
ゆくゆくはいたくいたつあり孫臏田忌をいやし三晉の兵を
ふせぐ悍勇わかて齊を怯なりと侮る長戰をもて敵の勢をもてく
その勢のまゝに然こそ利導して已を以て国をいけるなり
兵法に百里にして趨利者蹶上將軍法十分の一を
強しめ五十里にして利を強しめ全く齊師魏
の境を入る時一舍すなはち十万竈とかしその日を
五万竈又明日三万竈と日こと毎日減して

軍法の強き遺ものを捨て弱きを拾ひ
けるなり龐涓齊師の後を追てはし
怯き卒と三分いくとなる五吾地に入半三百里にして士卒の
わかるゝの疲るゝ軍を及ぶをいさゝ遲つめ全く其日歩軍
をすて輕兵をもつて二日の道を一日にうちう孫臏其行
を度りて言ふ馬陵に当る陵を言ふ阨隘なる
兵を伏せ日暮に見ひて大樹と行を
白めて龐涓代樹下に死んと大書して者射と
のをすくるを万弩を張くたを夜く伏さしめて待ち約
して言ふ夜のうく暮るゝを見て一万弩一度に発して其夜を
待ち龐涓果して來て樹の下に休しら
白書を見んとうつく不審をあり火を
見るを火と云うく暮るゝ福しきなり

其書をとりみるに未畢ざる一万弩倶ともに魏所の強弩
龐涓自刎して敵を誅し竪子成名をなすはこれなり龐涓の
策を孫臏と見るべし[附]今の世をときて分わる者をいふ
なり[孫]臏の戒之戒之出千弩者及千弩者也この語八
字に六ひとつとして聚賢のこゝいつる名人作る者皆少の戒と
世にあらざるべし

扨く世を為てしるべきあり[さ]めにて多く松を
首をとられし色を翁ゝ為はとりの[ま]のうちの首と成
孫臏をくらべてこゝろにふかく毫を減じて三を樹成
三をもくらべせけるこゝろとして敵を形をあらわすべ
成減して敵を誅必道を信じて松を樹をこゝろ
すれば敵必ずを者をくらべるべ八万弩倶ともに千万弩倶
ともなれば故自刎して死す一をして欲を絶ものせるこゝ

ろく敵を料りて兵の形勢を熟せずして[か]くの如き実法の反
不合ふ[ふ]し必漢の初起の法の中に韓信が背水
兵術を[ま]ねく合戦の[な]ものあり其初歌を攻し時
背水の陣をもって[な]今に称する中に兵法の
右倍山陵前方流を[な]ものの[な]ら兵を
[ま]ねし敵に用ゆ[く]安紀すれば軍に常形なるべし時諸兵
二十万に號す漢兵数万を[な]ものの[な]ら決戦の
[な]ものの[な]ら[ま]ねくこゝろ[な]ものの[な]ら
[な]ものの[な]ら[ま]ねくこゝろ[な]ものの[な]ら
[な]ものの[な]ら[ま]ねくこゝろ[な]ものの[な]ら
漢の軍の死地に陥るとなる必なるの用を[な]ものの[な]ら
[な]ものの[な]ら[ま]ねくこゝろ[な]ものの[な]ら

必敵に勝利を得ることなり
多能なるものなり
今日の強敵に敵し難き
形勢なり
[illegible]
逐利し
[illegible]
[illegible]
[illegible]

治後の数年あつて奴平を多く用ひ乃ち元と
勝利を以て平定し元を拘而来る こゝに兵家の者云 腐
敗の数を瞞くして多く屯営を用ひ號令を煩濁して
すなはち多の計をすまは家伝相続して紀綱なく人心
うち兵人一世八変せり於て敗亡多し於て
巧而久しといふ兵家の忌む所なり法や兵人をやはね其名を
財を靡し人と数へなく国家の書を賜すたとすくなく
ひし蜀の先主自ら呉を攻るに七百余を連ること三年也
と多くして呉を敗すること年あり巧而久しといふ
兵疲意沮 陸遜ひとり彼を進て戦ふ戦ふこと久しく
の多元年離 遂に伐て勝ち軍令を整ら
ひとつあり元元為に可勝て敵の可勝を待年とす

一戦の勝を多とせとなく高祖漢王の
元又巧而久しといふ遂に敗て僅に身を脱
因滅亡多豊長秋書を不信して詩暴止乱
の兵をそれ是のみ彼の大敗を以なり
遂に伐ひ沮兵みなみの巧而久しく戦ふ是は必切と言
敗亡を兵を頓し瞞日すること
なりとのこと兵は器なり
紀元標狙猜賊の人なり礼楽を八変せり
晩年に各の師と乱して胡舞を征戦ひ久しく作藩を
暴露ひ三人民と奥肉せり人離叛さ
亦兵人して自ら滅の禍れり孫武一言兵の要旨と
いふべし

兵を說道

他日孫子諸葛孔明等出でゝ古今兵家形勢の說を述ぶるに
和と威服と作為の兵法と作り人心を大に上
或は孫の流あり兵の為事無数を極めたれども中
形勢なる所を及ぶ能はざるを敵を料て勝ことを制す
きたるべきなり思ひ合せ前の論と照
ゆゑに古今作る所兵の書多しといへども兵法とする所
之を作る仁義の兵法と言ふ智謀とを用ひ
形勢と言ふ智謀とを用ひ仁義の兵法
なりとなす形勢のたるを知らず
ゆゑに論ずるに兵を論ずるの者は
いまだ論ずるに至らざるなり
いまだ極たるを知らず
なほ仁義を制する極なしとす
なほ仁義にあらざるを用ひざるを用

ひざるを論ずるに至らざるなり
戰國策料敵制勝の術と兵を論ずる
いまだ兵を士卒の事なるを知らず荀況古今の兵を論じて
次湯武の仁義桓文の義制秦の鋭士魏の勇卒齊の技擊を
なり王者の兵を仁義を崇ぶ故に三軍人と同
志力を盛にして天下の敵を彰し事を中の父兄を衛て
の頭目を捍ぐこと仁義の兵を信義を
ちて律令を立ぶ故に三軍畏威て一人心を義を喻る事
なり之を義制の兵を贏秦の兵を多く賞罰を嚴
前級を尚ぶ者を兵を義制ある事を知らず紀元士卒を
率勵して勇敢を偏ぶ故に敵を戰死する事を多の事
其強きを魏齊の兵を凡すること優て魏の兵を勇力の事

と募て齊の兵を投撃の材と選ひ一朝にあつめて敵に劇しむ
其兵たる多列と乗してあつく死敵の志すこゝろをそなへ
素の鋭士なるを以下を尼て優劣あるとゝいへ一切の武分をとゝて
要場のこゝろすべく兵法あるまゝとゝきん兵法を定制の兵ようを
以てあるこゝに仁義の兵といへは僅の兵といへは形勢智謀と
すくぬまゝふくはをとゝをいくこゝに敵と料て為をと制はゝ
こゝろをと仁義の兵を度世の兵のとく詐偽を尚ひ互用と用る
ようのもの〻を巧なる事をあるこゝ多く敵と対多名
三万とおくこゝ三万の鋭気と抗き或を敵の情気をうち或を
ふをよいて或を険阻を逼ることを敵と制して敵を制して
敵をとゝして敵を投されさるをこゝに深ゝを兵の法れり首尾の
時以目の戦ようあれ一将堅ゝして敵を圍ゝを多大の事

ゝ方を敵をこゝを戦といこゝ出ゝ成と用て兵を生ん
ゝ人を用ゝをきせゝ産事をたゝせを生ゝゝ時と待て群少のこ
ゝゝ為ゝ兵ゝ出ゝ敵をこゝ出ゝ困ゝ量て
急を三ゝて出ゝ敵をこゝ出ゝて敗軍ゝ為と為
ゝ事と朱子兵を論するをこゝいひ兵をかくあるこゝ事為を
作ゝ目ゝ治ゝ乱ゝ人ゝ事と三之ゝ為ゝ為ゝ乱ゝ事をゝ
隙事而懼好謀而成者をこゝ世人この経ゝ兵の事ハを
兵を始ゝ主ゝ武ゝ武ゝの事ゝ為ゝ天下攻伐をこゝ
めゝ戦事やゝ事なゝ建武策官方武ゝこゝ諸ゝ
為ゝ為ゝ日夜会戦を及ゝゝゝ少ゝ法ゝ候合の事と
あゝ為ゝ衆の多寡をこゝ兵の強弱と事ひゝ為成軍を敗
為軍ゝ世ゝ為ゝ相撲角力の掌のこゝ一時を為負を決するを

なり。武を修する時は、武を用ひて治を成す。武を用ひて治を成すこと、十乗と雖ども、孫子の兵法を編すること、斉の孫臏と魏の龐涓とは、同門の学生なり。孫臏、龐涓を割據して、兵を磨ぎ、日夕、研究して用ひしかば、其兵、勇猛なること、一騎して秦の侍士を撃ちたりしが、中古、武田信玄の号令、偏に孫氏の師なり。律令として、孫子の兵法、模倣せざる者、無代兵家なり。孫子、編すること、紀元、前五百年、今の兵法と、合ふこと、一致なり。敵を料りて勝を制する、孫子の兵法、是なり。

孫子、兵者詭道也と、あるを、兵を詭道なりとも、一兵、詭道なりとも、一兵、詭道なりとも、一兵、

[illegible]

[illegible]

[illegible]

不忘向君

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出居くだりて[illegible]と[illegible]し[illegible]
[illegible]
[illegible]

大敵かな

為めて如と事ゆくは今の学者要貴の書と讀くなり
ゆえ義紀の金液といくは大くそ金液之日を言しゆえ
ゆえ為れとあて為ゆ行ゆ為ゆ行ゆ為ゆ行ゆ

丹書の云と義とをきつかはすくいとく敬勝怠者吉怠勝敬者滅義
勝欲者役欲勝義者順今沈酒の大敵の酒鄙諺なれとも丹書の
戒め叶なり然るに若もつて事と勝ん沈酒のあしきを能し
たるを多年まなくたるも実まことに敬ん人なの諺とも等閑少
してたるものとなるもの人なり沈酒してる事をせし
誉へと拵くもすれ勝と嗜とを拵へ沈酒を禁して分をつけ
とをつくるなるの張と天の神に伝授なる法
なり拵張の識なり非たるくるなり其上なるを海
るにもれ所なる日を定め其人を盛服せしめ伝授せ
しのなるの丹書と武なるの教をかくあるを孫を
本拵しそのなと拵なれ其伝授なる法其人

の意なるなるを示流宗源別と尺と拵伝授の為なり
皆きりなるのつくる取質の教を叶へて拵なる拵の
事ごとに我教武家代々の教なるを百年第三位の
人なと元宮の事あるとなるを
拵なる法伝授なるを拵なれなるを
御家天下と主なるしなるを伝授なるを歴代
御教の儀なるをなれ教の拵なるを貴賤の
なるを土延の伝伝達なる
其後日の教なるを
篤実節直貴厚の長者也其後を海
実と拵なる人と拵なる材年と退き実行とをもとを知行成
なるの風なるを其伝なるを百の百同なる

[illegible]は[illegible]を[illegible]して[illegible]に附し
[illegible]と[illegible]百年熙[illegible]
は[illegible]海[illegible]
共に[illegible]
[illegible]
[illegible]材[illegible]敏捷[illegible]
[illegible]
[illegible]と効を[illegible]の切[illegible]
[illegible]事実常の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]諸[illegible]侯[illegible]
[illegible]高世の材[illegible]

[illegible]の[illegible]地に[illegible]
共魏[illegible]毎戦必勝[illegible]八司馬懿[illegible]年虎の[illegible]
共益州に対する七[illegible]七舎[illegible]八孟獲[illegible]服して天威
[illegible]の計[illegible]年[illegible]
劉[illegible]孫王朗各揚州郡に論安言計動[illegible]聖人群疑満腹
衆[illegible]塞胸今歳不戦明年不征使孫策坐大遂并江東
[illegible]乃年の害と福する事[illegible]
[illegible]
[illegible]巧久の治最軍國の[illegible]
[illegible]

駿臺雜話卷四畢

中直道